

## 家庭裁判所調査官試験委員会規程

昭和 24 年 12 月 28 日最高裁判所規程第 29 号  
改正 昭和 25 年 4 月 28 日最高裁判所規程第 6 号  
改正 昭和 29 年 5 月 29 日最高裁判所規程第 4 号  
改正 昭和 57 年 6 月 2 日最高裁判所規程第 5 号  
改正 平成 27 年 1 月 28 日最高裁判所規程第 1 号

## 家庭裁判所調査官試験委員会規程

(昭二五最裁程六・昭二九最裁程四・改称)

第一条 最高裁判所に家庭裁判所調査官試験委員会（以下委員会という。）を置く。

(昭二五最裁程六・昭二九最裁程四・一部改正)

第二条 委員会は、最高裁判所の監督に属し、最高裁判所の命により、次に掲げる事務をつかさどる。

一 最高裁判所が定める家庭裁判所調査官の試験の施行に関する事務

二 家庭裁判所調査官補の採用試験の施行に関する事務（裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の採用試験に関する規則（平成二十七年最高裁判所規則第一号）第四条第二項の規定により委任された権限に係るものに限る。）

2 委員会は、下級裁判所に前項第一号の事務の一部を委嘱することができる。

(昭二五最裁程六・昭二九最裁程四・一部改正)

第三条 委員会は、委員若干名で組織し、そのうち一人を委員長とする。

第四条 委員は、裁判官、最高裁判所事務総長、家庭審議官及び首席家庭裁判所調査官の中から、最高裁判所が命ずる。

(昭二五最裁程六・昭二九最裁程四・昭五七最裁程五・一部改正)

第五条 最高裁判所は、特に必要があると認めるときは、臨時委員を命ずることができる。

2 臨時委員は、委員長が特に命じた事務を行う。

第六条 委員会の委員長は、最高裁判所が命ずる。

2 委員長は会務を総理する。

3 委員長に事故のあるときは、委員長の指名する委員がその職務を代行する。

第七条 委員会は、委員長が招集する。

第八条 委員会の会議は、秘密とする。

第九条 委員会は、過半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員長及びその他の委員の過半数により決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第十条 委員会は、適当と認めるときは、臨時委員の出席を求めて、その説明又は意見をきくことができる。

第十一条 委員の任期は二年とする。但し、再任を妨げない。

第十二条 委員会の庶務は、最高裁判所事務総局人事局が掌る。

第十三条 この規程に定めるものの外、委員会に関し必要な事項は、委員会が定める。

附則

第十四条 この規程は、昭和二十四年十二月二十八日から施行する。

附則（昭和二五年四月二八日最高裁判所規程第六号）

この規程は、裁判所法等の一部を改正する法律（昭和二五年法律第九十六号）の公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附則（昭和二九年五月二九日最高裁判所規程第四号）

この規程は、昭和二九年六月一日から施行する。

附則（昭和二七年六月二日最高裁判所規程第五号）

この規程は、昭和二七年七月一日から施行する。

附則（平成二七年一月二八日最高裁判所規程第一号）

この規程は、平成二七年二月十二日から施行する。